

・第4編

火山災害対策編

◆第1章 災害予防計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

火山の噴火は、地下に蓄積されたマグマのエネルギーの爆発的な放出により、一瞬にして広大な地域に壊滅的な被害をもたらす。大規模な噴火により発生した火砕流、火山泥流、火砕サージ等は時に秒速100m以上の高速で襲来するため、噴火を覚知してからでは避難が困難な場合も多い。一方、火山活動の継続的な観測により、大規模な被害をもたらす噴火を予知することはある程度可能となっている。このため、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、的確に火山災害に関する情報を収集・伝達し、被害を最小限に食い止めるため、避難が速やかに行える環境を整える等、火山災害に強いまちづくりを推進する。

1 浅間山の概要

浅間山は複雑な形成史を持つ複合火山で、黒斑火山、仏岩火山、軽石流の順に生じ、数千年前から前掛火山が形成され、山頂部の釜山は現在も活動中である。標高は2,568m。

有史後の活動はすべて山頂噴火で、山頂火口（長径東西500m、短径南北440m）内の地形、特に深さは、火山の活動の盛衰に応じて著しく変動する。この火口は、常時噴気しており、西側山腹の地獄谷にも硫気孔がある。爆発型（ブルカノ式）噴火が特徴で、噴石などによる危険区域は火口縁から約4kmの範囲内とされている。

噴火に際しては火砕流が発生しやすく、1108年、1783年には溶岩流も発生。噴火の前兆現象としては、火口直下に浅い地震（B型）が頻発する。この地震の頻度から噴火の危険率を推定する実験式が得られている。

2 観測体制

気象庁では、浅間山山体内に地震計7点、空振計4点、傾斜計4点、GNSS4点と遠望カメラ2点を設置して火山活動の監視・観測を実施している。また、活動状況について解説資料を毎月発表するとともに、必要に応じて噴火警報・予報等を発表している。

東京大学地震研究所では、浅間火山観測所のほか、10地点以上に地震計を設置して常時研究観測を実施している。

3 火山災害予防計画の基本目標

(1) 浅間山の火山活動に対する知識の普及及び啓発（浅間山火山防災マップの活用）

火山周辺地域の住民はもとより、登山者及び観光客等の一時滞在者を含め、多くの人々に火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させる必要がある。

このため、火山防災マップや火山防災ハンドブックを活用して、市や県等が進めている防災諸施策への理解を深めるよう努める。

(2) 噴火災害を想定した地域づくりの推進

降下火砕物等の火山噴火災害要因から被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に進める。

(3) 防災組織力の向上

災害応急対策を迅速かつ的確に進めることができるよう、日ごろから庁内及び住民への情報伝達や関係機関等との協力体制が円滑に遂行されるよう防災組織力の向上を図る。

(4) 噴火予知に関わる情報伝達体制の整備

噴火予知は、人的被害をなくすためには欠くことのできないものである。市は、火山観測を行っている関係機関と随時連絡をとるとともに、住民等による噴火前兆現象の情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等についての情報ネットワークづくりを進める。

(5) 火山防災協議会

「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。

〔浅間山火山防災協議会〕

浅間山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、浅間山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う（資料14-9参照）。

4 火山災害に強いまちづくり

市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等に関わる災害から市の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境等の変化によりライフラインへの依存度が増大し、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(1) 火山災害に強いまちの形成

ア 必要に応じ、浅間山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。

イ 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努める。

ウ 登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。

エ 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。

オ 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、浅間山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進する。

カ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

キ 災害時の道路規制情報等について、県及び関係機関と情報共有できる体制の整備に努める。

ク 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

ケ 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

コ 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。なお、火山活動の状況や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携する。

サ 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日ごろより、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

(2) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから上下水道施設、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

イ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(4) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(5) 災害応急対策等への備え

ア 災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

イ 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合があり得る事に十分留意して災害応急対応を行う。

特に、融雪型火山泥流については被災想定等に基づく具体的な避難計画を策定し、住民避難及び交通規制等について迅速な対応を行う。

ウ 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行う。

エ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

オ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

カ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

キ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

ク 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

ケ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(6) 火山災害警戒地域の指定

ア 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が、県内において火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域として指定した場合、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。なお、火山災害警戒地域を区域に含まない市町村も、火山防災協議会の当該県及び市町村に必要と認められたときは、任意に当該協議会に参加できる。

イ 火山災害警戒地域の指定があったときは、地域防災計画において次の事項を定める。

(7) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項

(i) 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項

(ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(iii) 避難・救助に係る広域調整に関する事項

(iv) その他必要な警戒避難体制に関する事項

(v) 避難促進施設に関する事項

警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定める。名称及び所在地を定めたこれ

らの施設について、市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成又は変更し公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、市長に報告する。

ウ 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討するため、「噴火シナリオ」「火山ハザードマップ」「噴火警戒レベル」「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議する。

エ 市防災会議は、地域防災計画において、活動火山対策特別措置法第6条第1項の事項について、定めるときは火山防災協議会の意見を聴く。

オ 地域防災計画に基づき、火山災害警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じる。

(7) 避難経路の設定

住民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておく。避難経路の設定にあたっては火山防災協議会が定める避難計画に基づき定める。

(8) 避難促進施設の指定

市防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえる。ただし、具体的な基準が火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。

(9) 避難促進施設の支援

必要に応じて火山防災協議会の意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し、必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧・復興への備え

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。

1 災害発生直前対策

(1) 火山情報の伝達

火山で異常な現象が生じたとき、人々の間で多くの情報が錯そうしたり、途絶するなど、情報が混乱するおそれがある。そうした場合でも、正しい情報を住民に伝達できるよう情報のネットワーク化を推進する。

また、火山の異常を把握した際の住民、登山者等に対し、分かりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制強化を行う。

(2) 住民の避難誘導體制

ア 地域住民に対する避難誘導體制の整備

(7) 指定緊急避難場所、指定避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

(4) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(7) 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 要配慮者に対する避難誘導體制の整備

高齢者、障がい者その他いわゆる要配慮者を速やかに避難誘導するため、市は地域住民、自主防災組織、老人福祉施設等の施設管理者と連絡を密にし、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

ウ 入山者に対する避難誘導體制の整備

登山者や、観光客等の不特定多数の利用が予定されている施設の管理者に対し、利用客に火山防災マップを提示するなどして火山の特性を周知するほか、災害時の避難誘導に関わる計画を作成し、訓練を行うよう指導・助言する。

市は、登山道内に設置している放送設備等による避難情報の伝達手段を確立する。

2 情報の収集及び連絡計画

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 火山関係者との情報共有

県及び関係機関と連携し、最新の火山情報を確実に伝達できるよう、登山者等及び登山ガイド等、日ごろから山と接している関係者（以下「火山関係者」という。）との情報共有を図る。

イ 防災対応についての検討

関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行う。

ウ 情報の収集員、連絡員の指定

迅速かつ的確な被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

エ 住民からの連絡体制

住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図る。

オ 防災情報システム

「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

カ 浅間山火山防災連絡事務所との連絡体制の整備

火山監視・警報センターが発表する噴火警報・予報等を迅速かつ正確に収集できるよう、連絡体制の整備を図る。

キ 関係機関等への意見聴取

災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

ク 監視カメラのモニタリング

現在県が設置している監視カメラのモニタリングに努め、モニターによる早期の情報収集に備える。また、必要に応じて映像配信場所の見直し及び拡充を検討する。

現在の映像配信場所は、次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| ・高峰高原ホテル | ・浅間山荘 | ・市役所危機管理課 |
| ・佐久建設事務所 | ・東大地震研究所 | ・NHK長野 |
| ・長野放送 | ・信越放送 | ・テレビ信州 |

(2) 通信手段の強化

ア 住民への重要な被害情報伝達手段となる防災行政無線、メールマガジン配信サービス等の拡充整備に努める。

イ 登山者等への確実な伝達を行うため、放送設備等を拡充整備するなど、伝達手段の多重化に努める。現状の放送設備等は、次のとおりである。

(7) 緊急放送

高峰高原ホテル（スピーカー設置場所 黒斑山 50W 3基）

ウ 災害時に有効な、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

ア 職員の参集・活動体制の整備及び訓練

(7) 参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、必要に応じて見直しを行う。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(4) 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

イ 応急活動マニュアルの活用及び訓練

災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを活用して職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、その他職員や関係機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関との連携体制

ア 相互応援協定の締結

応急活動及び復旧活動に関し、防災関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化し、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

イ 消防相互応援体制の整備

消防の応援について周辺市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(3) 複合災害への備え

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

(4) 業務継続性の確保

ア 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

4 救助・救急、医療及び消防計画

市及び医療関係機関等は、災害時における救助・救急、医療・消火に関わる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。また、火山における捜索、救助活動に必要な資機材（火山ガス検知器、防毒マスクその他救助用機材）の配備に努める。

その他具体的な施策内容については、第2編第1章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防活動計画」に準ずる。

5 緊急輸送計画

(1) 自動車による輸送手段の確保

災害応急対策で使用するべき市の所有する車両等は、事前届出を行っておく。また、災害時には、車両等が不足することが予想されるため、あらかじめ民間業者等（運送業者、トラック協会等）と協議し、その民間業者等の保有する車両等の応援について、日ごろから連携を図っておく。

(2) 輸送施設の整備

市は、災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設として緊急輸送道路をあらかじめ指定しておく。また、ヘリポートの指定、整備等、空中輸送についても体制の整備を図る。その他の施策内容については、第2編第1章第10節「緊急輸送計画」に準ずる。

6 避難受入計画

(1) 市は、登山者等の人命を守るため、噴石の降下に備えた避難壕、退避舎の整備、充実を図るとともに、県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。また、火山災害及びその二次災害のおそれのない場所に指定緊急避難場所を指定し、その環境整備に努める。さらに、迅速に住民を避難誘導することができるよう、その方法について定めておく。

具体的な施策内容については、第2編第1章第11節「避難の受入活動計画」及び「浅間山防災対策マニュアル（P1249参照）」に準ずる。

なお、現在設置されている避難壕（資料14-5参照）は、次のとおりである。

- ・ 槍ヶ鞘へ1基設置 鋼板製避難壕（1基 50人収容）
- ・ 火山館へ1基設置 鋼板製避難壕（1基 120人収容）
- ・ 前掛山分岐点先2基設置 鋼板製避難壕及び鉄筋コンクリート製避難壕（2基 134人収容）

(2) 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。

7 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給計画

市は、火山災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水及び医薬品等生活必需品等の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

具体的な施策内容については、第2編第1章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」、第14節「給水計画」及び第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」に準ずる。

8 二次災害の防止計画

市は、豪雨等に伴う火山泥流、土砂災害等の火山噴火の二次災害を防止する体制を整備するとともに、火山泥流、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等を推進する。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

土砂災害対策に関する具体的な施策内容については、第2編第1章第19節「土砂災害等の災害予防計画」に準ずる。

第3節 住民の防災行動力の向上

市は、本計画により住民が正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与できるよう住民の防災行動力の向上を図る。

具体的な対策については、第2編第1章第27節「防災知識普及計画」、第28節「防災訓練計画」、第30節「自主防災組織等の育成に関する計画」、第32節「ボランティア活動の環境整備」に準ずる。

第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究 及び観測等への協力

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために市は火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国及び関係機関等が実施する研究・観測体制について協力する。

・第4編

火山災害対策編

◆第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

収集・連絡された情報に基づく判断により、市は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。

災害対策本部の設置については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずるほか、次のとおりとする。

1 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況下に応じ次の活動体制をとる（浅間山の噴火警戒レベル表については、資料14-7参照）。

活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間
準備体制	防災担当、当直者等が火山情報の把握に努め、状況の進展を見守る。	火山活動に変化があるとき。	基準に該当したときから、総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
事前体制	○総務部職員を配置し、火山情報の分析、専門機関との情報交換ができる体制とする。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員による増員を行う。	○火山活動に変化があり、噴火警戒レベルの引上げが予想されるとき。 ○積雪期に火山活動に変化があるとき。	基準に該当したときから、総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
警戒体制 (警戒対策本部設置)	○警戒対策本部を設置する。 ○各部局連絡網の確認、情報収集を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 ○専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。 ○要配慮者の避難場所受入体制の準備ができる要員を確保する。	○噴火警戒レベル2及び3が発表されたとき。 ○積雪期に火山活動に変化があり、噴火が予想されるとき。 ○その他市長が必要と認めるとき。	基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
応急体制 (災害対策本部設置)	○災害対策本部を設置し、応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。 ○あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。	○噴火警戒レベル4以上が発表されたとき。 ○積雪期に噴火警戒レベル3が発表され、噴火が予想されるとき。 ○噴火警戒レベル2及び3が発表され、噴火による被害が発生したとき。	基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。

2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

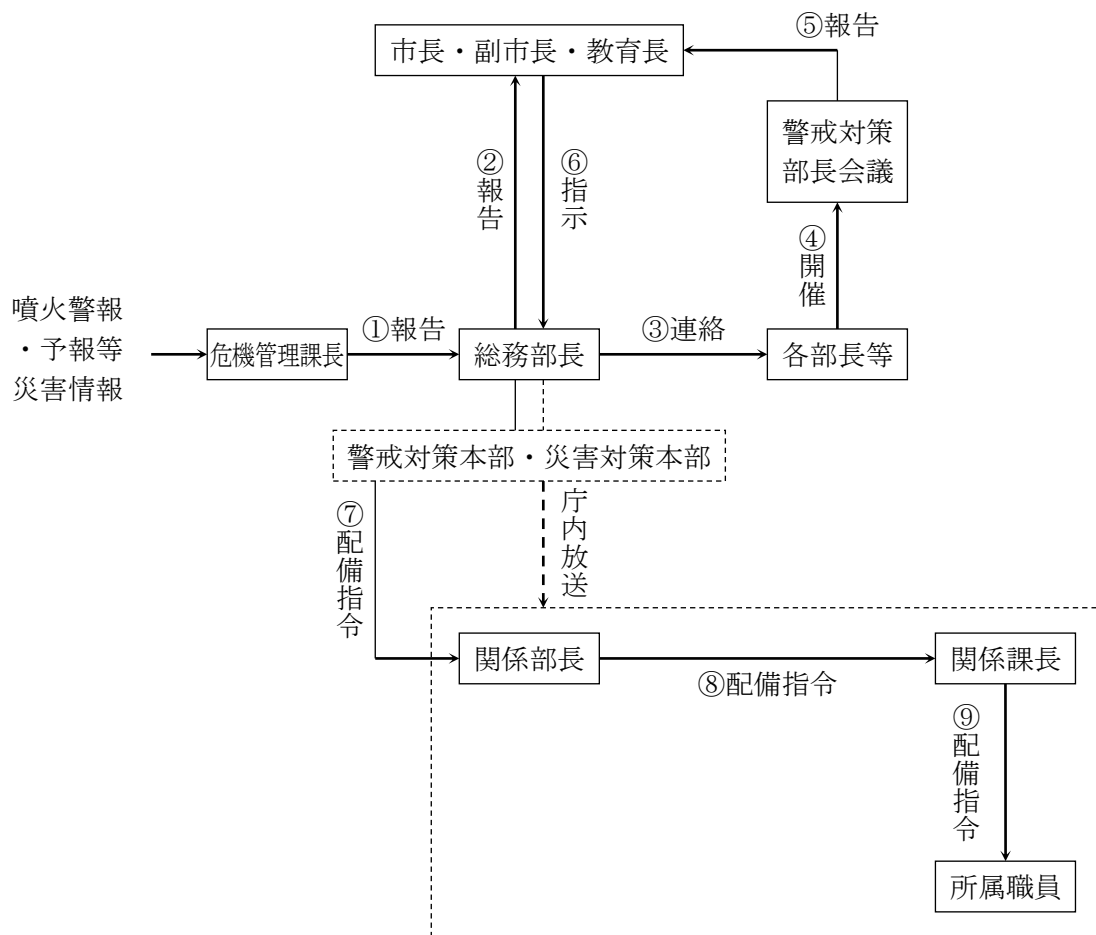
ア 危機管理課長は、警戒警報・予報等を入手したときは、直ちに総務部長に報告する（図①）。

イ 総務部長は、危機管理課長の報告を受けたときは、市三役に報告する（図②）とともに、噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表された場合には警戒対策本部会議、噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4）以上が発表された場合には災害対策本部会議を開催するため、各部長等に通知する（図③④）。

ウ イ（図②）により報告を受けた市長は、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる（図⑥）。

エ 市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部長に配備指令を伝達する（図⑦）とともに、庁内放送により職員に周知する。

オ 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑧⑨）。

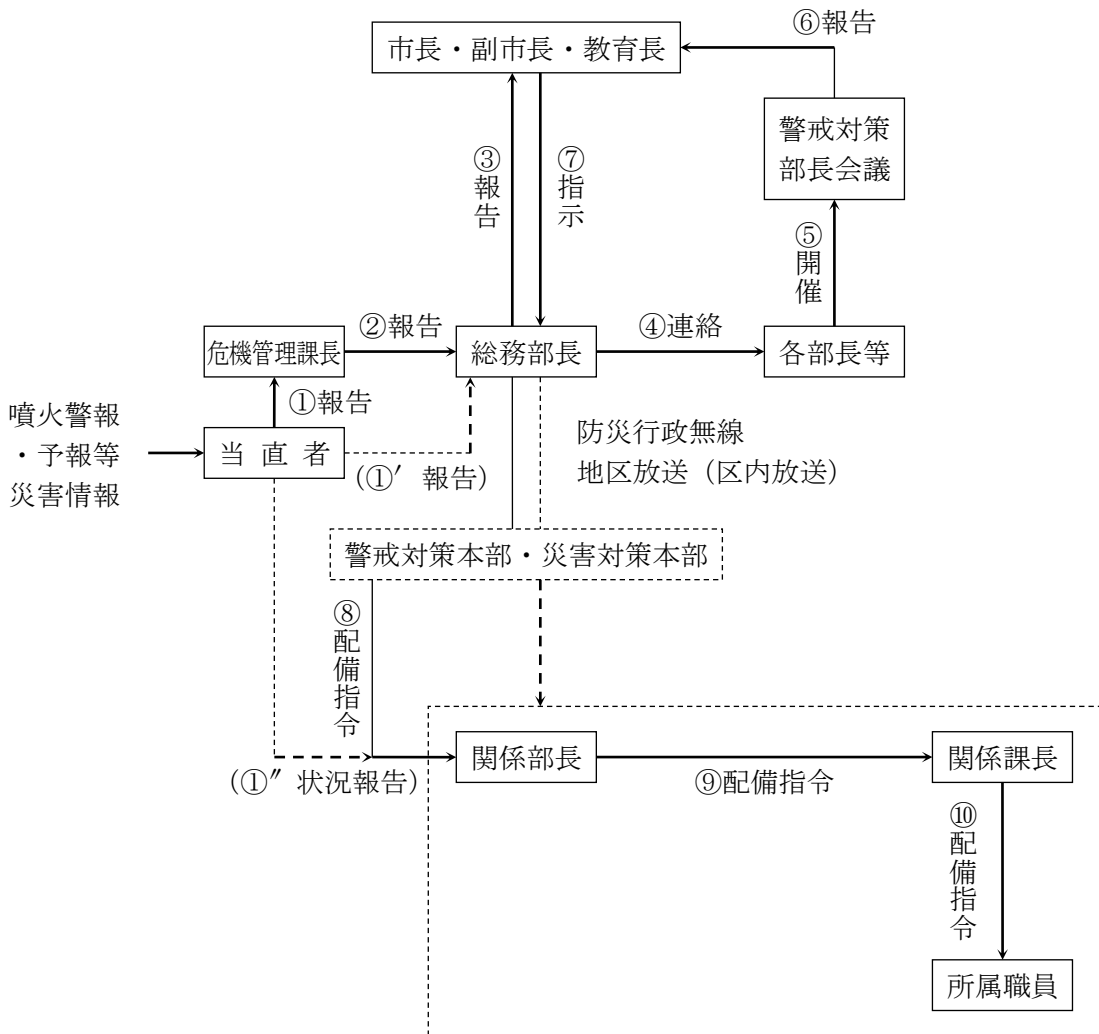


（注）事態が緊急を要する場合や、被害情報を入手した場合においては、①の報告を受けた総務部長は、市三役への報告を行う（図②）とともに、関係部長に対し、必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する（図⑦～⑨）。

(2) 勤務時間外

ア 当直者は、噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに危機管理課長（連絡が取れないときは総務部長）に報告する（図①①'）。

- イ 総務部長は、危機管理課長又は当直者の報告を受けたときは、市三役に報告する（図②③）とともに、噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表された場合には警戒対策本部会議、噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4）以上が発表された場合には災害対策本部会議を開催するため、各部長等に登庁するよう電話等により通知する（図④⑤）。
- ウ イ（図③）により報告を受けた市長は、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる（図⑦）。
- エ 市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部長に配備指令を電話等により伝達する（図⑧）。
- オ 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑨⑩）。



（注）事態が緊急を要する場合や、被害情報を入手した場合には、災害情報を入手した当直者は、危機管理課長（連絡が取れないときは総務部長）への報告を行う（図①①'）とともに、関係部長に状況を報告する（図①''）。報告を受けた関係部長は、配備指令を待たずに必要な要員を確保して応急対策に当たる（図⑨⑩）。

(3) 職員の自主参集

噴火警報が発表された場合には、自動的に前記1のいずれかの配備体制をとるため、配備要員に指定されている職員は、配備指令によらずとも自主的に市役所庁舎に参集する。

3 動員配備体制の一般的基準

部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制
本部会議 (市長・副市長・教育長・部長・課長等)		警戒対策本部 (部長・課長・係長等)	災害対策本部 (部長・課長・係長等)	災害対策本部 (各課長が所属のうちから指名する者)	災害対策本部 (所属職員全員)
総務部	危機管理課	所属職員全員	所属職員全員	所属職員全員	所属職員全員
	総務課	課長 職員係長 総務係長	課長 職員係長 総務係長	左記職員 所属係長 各課長が所属のうちから指名する者	〃
	企画課	課長 秘書係長 企画広報係長	課長 秘書係長 企画広報係長	〃	〃
	財政課	課長	課長	〃	〃
	消防課	課長	課長 消防団長		
市民生活部	市民課			〃	〃
	税務課			〃	〃
	人権政策課			〃	〃
	生活環境課			〃	〃
保健福祉部	健康づくり課			〃	〃
	福祉課			〃	〃
	高齢福祉課			〃	〃
	こども家庭支援課			〃	〃
産業振興部	商工観光課	課長	課長	〃	〃
	懐古園事務所			〃	〃
	農林課	課長	課長	〃	〃
建設水道部	建設課	課長	課長	〃	〃
	都市計画課			〃	〃
	下水道課			〃	〃
	上水道課	課長	課長	〃	〃
会計課				〃	〃
教育委員会事務局	学校教育課			〃	〃
	文化財・生涯学習課			〃	〃
	スポーツ課			〃	〃
議会事務局				〃	〃
監査委員事務局 (兼選挙管理委員会事務局)				〃	〃

4 広域的応援体制

他の市町村との相互応援協力及び県外への応援要請の具体的な対策については、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に準ずる。

なお、県では、活動火山対策特別措置法第4条により、浅間山の火山活動に伴う防災対策を迅速かつ統一的に実施するため「浅間山火山防災協議会」（資料14-9・14-12）を設置しており、市はその構成員でもある。市は、浅間山火山防災協議会を通じ浅間山の防災に関する必要な基本的事項を協議し、災害時には広域的な連携の下、応急活動に当たる。

5 自衛隊の災害派遣

災害派遣要請の要領等の具体的な対策は、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第2節 災害発生直前の対策

火山災害については、その活動状況から噴火等の災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するため、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である（後掲「浅間山防災対策マニュアル（P1249）」参照）。

1 噴火警報等の種類と発表

(1) 噴火警報・予報等

ア 噴火警報・予報

(ア) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

なお、噴火警報（居住地域）は特別警報に位置づけられる（浅間山では噴火警戒レベル4以上）。

(1) 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

イ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。噴火警報・予報に付して気象庁が発表する。浅間山の噴火警戒レベル表を別紙1に示す。

(2) 降灰予報

気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・噴火してから1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

*降灰予報は、噴煙の高さや気象予測データ等を用いて、降灰の範囲と降灰量を予測している。そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なる場合がある。

(3) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(4) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報等である。

ア 火山の状況に関する解説情報（臨時）

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報。

イ 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する情報。

ウ 噴火速報

登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

エ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的（毎月上旬）に発表する資料。

オ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

カ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を知らせる情報。

(5) 特別警報発表時の対応

市は、県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、登山者等、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお、周知に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、登山道内の放送設備、広報車、メールマガジン配信サービス、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

(6) 噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応

ア 県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達する。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達する。

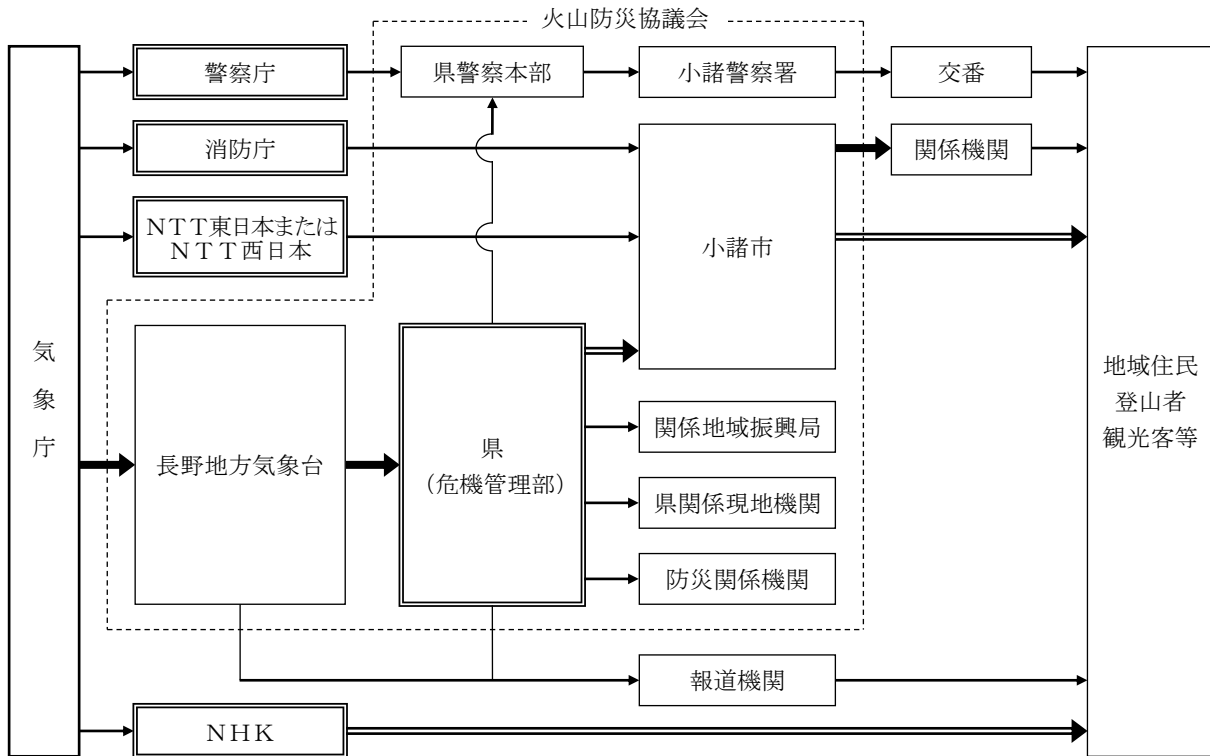
イ 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達する。

ウ 噴火警報・予報等の伝達の経路については、次図のとおりであるが、市は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、登山者等及び山小屋駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者（以下「火山関係者」という。）への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。

2 噴火警報等の伝達

噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、住民、登山者等に対して広報活動を行うものとする。

(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図

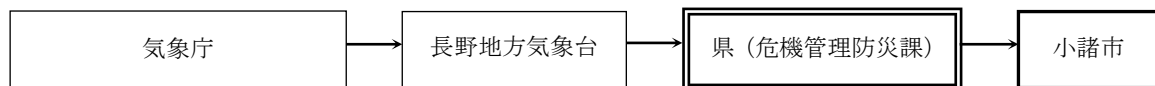


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、市地域防災計画に定める、市の機関(現地機関、消防団、小中学校など)及び防災上関連のある機関をいう。

3 異常現象発見の通報

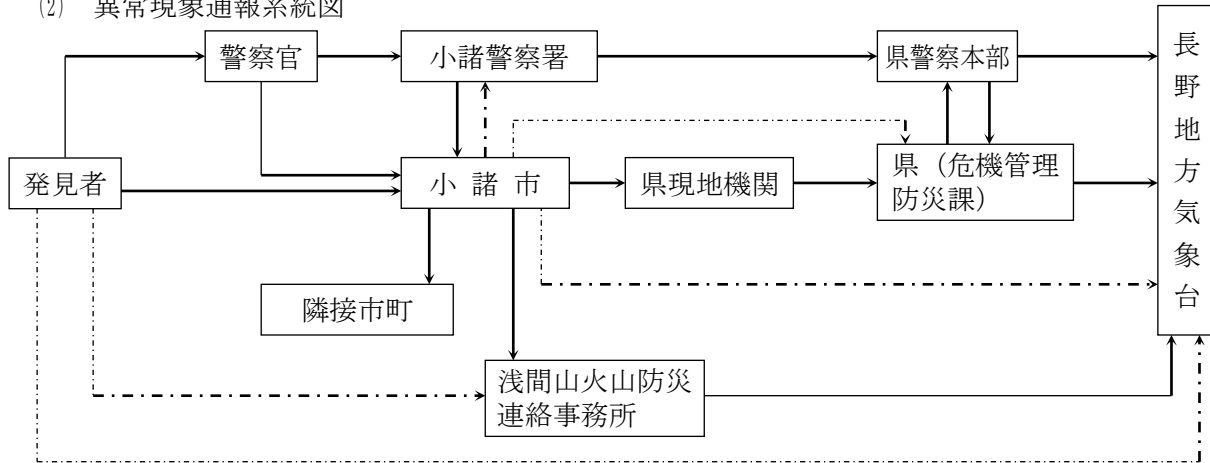
住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。住民は、火山に関する以下のような異常を発見した場合は、直ちに市

長又は警察官に通報するものとする。

(1) 通報を要する異常現象

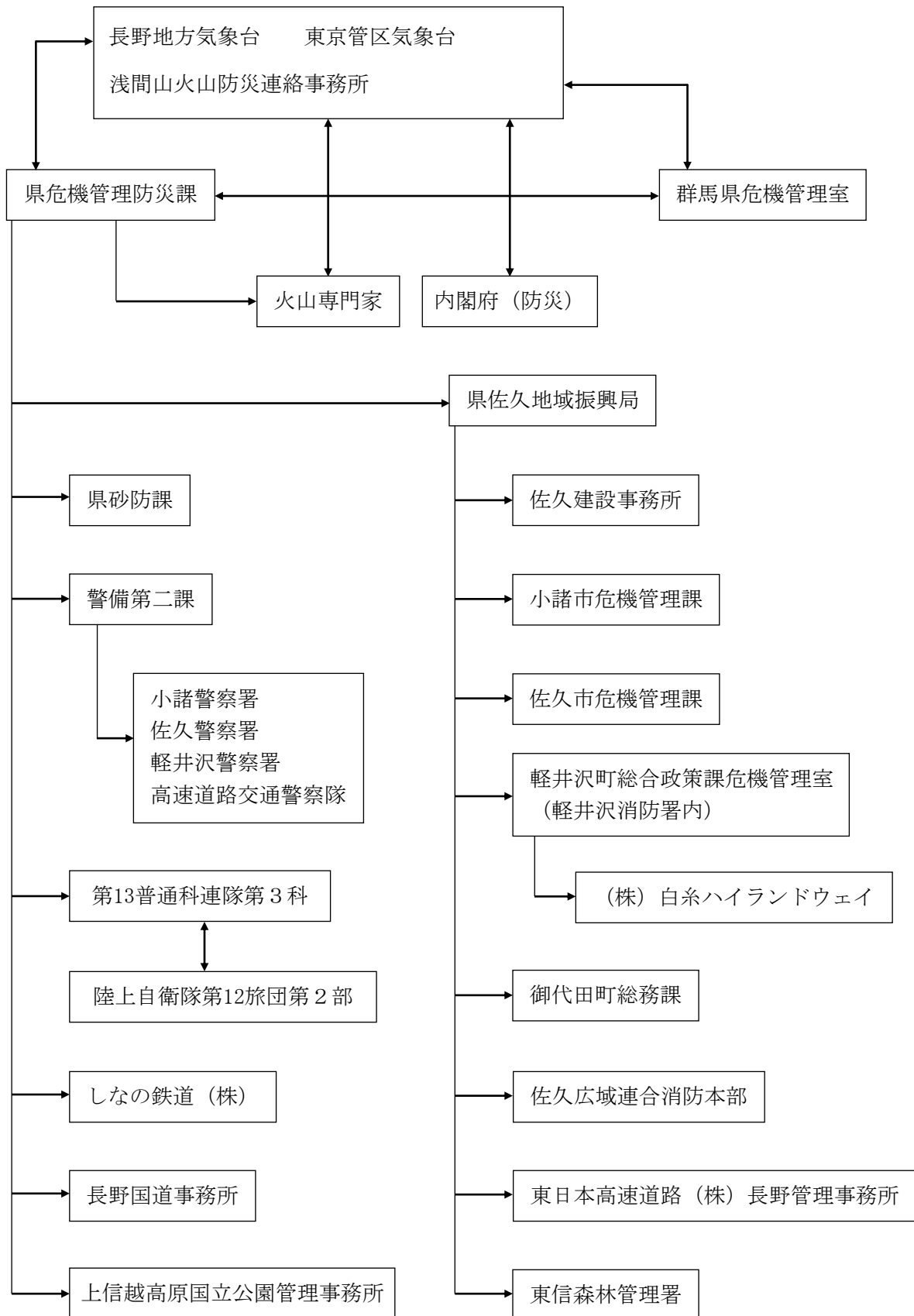
- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地域での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地域での地震の群発
- エ 火山地域での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地域での湧泉の新生又は枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度等の異常等顕著な変化
- キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大又は移動及びそれらに伴う草木の立ち枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 異常現象通報系統図



(----- は、副系統を示す。)

(3) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図



4 事前対策措置

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、市は次の措置を講ずる。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。

なお、噴火警戒レベル3における火砕流、融雪型火山泥流、土石流に対する防災対応及びレベル4、5は、現行のハザードマップ、大規模噴火のハザードマップ（資料14-8参照）、浅間山融雪型火山泥流マップ（資料14-13参照）、天仁・天明噴火に伴う火砕流及び岩屑なだれの実績図（資料14-11参照）に基づき対応する。

- (1) 災害対策本部の事前設置等体制の強化
- (2) 噴火警報等の住民への広報
- (3) 登山禁止措置並びにその広報
- (4) 危険区域内の住民及び別荘滞在者、観光客等を安全な場所に避難させるため、本章第6節「避難受入れ及び情報提供活動」により実施するが、状況等により災害対策基本法第63条第1項の警戒区域の拡大等を検討する。
- (5) 防災関係機関への警戒体制強化の要請

5 交通規制及び登山規制等の措置

市長は、噴火警報等の伝達を受け、災害の発生が予想されるときは、噴火警戒レベルに応じたあらかじめ定められた防災対応等（別紙2-1～3、資料14-10～14-13）*により、周辺市町村、関係防災機関等との連携を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。


別紙2-1～3、資料14-10～14-13に示された防災対応等は、今後の浅間山火山防災協議会での検討結果を踏まえて、適宜改善を図ることとする。

※ 噴火警戒レベルに応じあらかじめ定められた防災対応等（別紙2-1～3、資料14-10～14-13）

噴火警戒レベルに応じあらかじめ定められた防災対応とは、平成19年第2回浅間山火山防災対策連絡会議委員会（平成19年11月29日開催）で構成各機関が合意し、平成19年12月1日から施行した「浅間山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書 平成19年11月11日」及び浅間山火山防災協議会が令和2年3月に策定した「浅間山避難計画（LV1-3想定）」で定められた防災対応をいう。

また、融雪型火山泥流については、平成23年11月25日から施行した「浅間山中規模噴火に伴う融雪型火山泥流に係る防災対応についての申し合わせ書」で定められた防災対応を行う。

別紙1 浅間山の噴火警戒レベル表

種別	対象範囲を付した名称	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	防 災 対 応
特別警報	噴火警報 (居住地域)  噴火警報	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生が切迫している状態にある	居住地域避難等
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	居住地域避難準備 (自主避難、要配慮者避難あり)
警報	噴火警報 (火口周辺)  火口周辺警報	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	防災対応の範囲を拡大 (4 kmを超える範囲で注意喚起、一時規制等) 登山禁止 (火口から4 km以内規制)
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺立入禁止 (火口から2 km以内規制)
予報	噴火予報	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	火口付近立入禁止 (火口から500m以内規制) (火山活動の状況により緩和も検討)

注) 噴火警戒レベル1及び2のときは、小諸市の登山道の規制は以下のとおりとなる。

レベル1：火口から500m以内立入禁止(前掛山山頂まで登山可能)

レベル2：火口から2 km以内立入禁止(賽の河原まで登山可能)

別紙2-1 浅間山の噴火警戒レベルに応じた防災対応

名称	レベル	保全対象施設及び道路	想定される防災対応
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報（居住地域）	5 (避難)	【居住区】 市で区域の設定必要	居住区広域避難等
	4 (高齢者等避難)	【居住区】 市で区域の設定必要	居住区避難準備（自主避難、要配慮者避難あり。）
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	3 (入山規制)	火口～おおむね4km超 【居住区+施設】 浅間山荘 高峰高原ホテル 高峰高原ビジターセンター 高峰マウンテンパーク 高峰マウンテンホテル 高峰温泉 【施設】火山館 【道路】 チェリーパークライン 浅間山荘線 【登山道】 黒斑コース 火山館コース	登山禁止（状況によって防災対応の範囲を拡大した場合） 【居住区+施設】 注意喚起（宿泊者等への情報提供） 【施設】火山館休館 【道路】 通行に関する注意喚起（速やかな通行の促し、駐停車禁止等）、注意喚起区間への人員配置、広報車等によるパトロール、注意喚起に関する情報提供（案内看板、ホームページ等） 【登山道】立入禁止
		火口～おおむね4km 【施設】火山館 【登山道】 黒斑コース 火山館コース	登山禁止（噴石の影響範囲がおおむね4km以内と判断された場合） 【施設】火山館休館 【登山道】火口から4km以内立入禁止
	2 (火口周辺規制)	火口～おおむね2km 【登山道】 黒斑コース及び火山館コースのうち、賽の河原から前掛山に至る登山道（仙人岳からJバンドを経て賽の河原に至る登山道及び湯の平口から賽の河原に至る登山道は除く。）	山頂付近立入禁止 【登山道】火口から2km以内立入禁止（賽の河原まで登山可能）
噴火予報	1 (活火山であることに留意)	火口～おおむね500m 【登山道】 各登山道火口付近	火口付近立入禁止 【登山道】火口から500m以内立入禁止（前掛山山頂まで登山可能）

別紙2-2 道路の具体的な防災対応（火口周辺警報、レベル3）

チェリーパークライン（市道0106号）村道鳥居峠車坂線

規制区間	チェリーパークライン入口（旧料金所）
規制区間の防災対応	前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合：通行に関する注意喚起（速やかな通行の促し、駐停車禁止等）、注意喚起区間への人員配置、広報車等によるパトロール、注意喚起に関する情報提供（案内看板、ホームページ等） 噴火空振りの情報発表時：通常の状態 噴火後若しくは前兆なしの噴火発生時：噴石の飛散状態により一時通行止め（噴石除去）噴石除去後規制解除（通常の状態）
対応機関	小諸市・小諸警察署・嬭恋村・長野原警察署

浅間山荘線（市道1717号）

規制区間	チェリーパークライン浅間山荘入口～浅間山荘
規制区間の防災対応	前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合：通行に関する注意喚起（速やかな通行の促し、駐停車禁止等）、注意喚起区間への人員配置、広報車等によるパトロール、注意喚起に関する情報提供（案内看板、ホームページ等） 噴火空振りの情報発表時：通常の状態 噴火後若しくは前兆なしの噴火発生時：噴石の飛散状態により一時通行止め（噴石除去）噴石除去後規制解除（通常の状態）
対応機関	小諸市・小諸警察署

<体制>

小諸市：チェリーパークライン入口（旧料金所）・チェリーパークライン浅間山荘入口・車坂峠への人員配置、広報車等によるパトロール、注意喚起に関する情報提供（案内看板、ホームページ等）

長野県（佐久建設事務所）：電光掲示板等による広報、パトロール、噴火発生時は噴石の除去等。群馬県側中之条土木と連絡調整（国道146号）

小諸警察署：警察署に連絡室を設置。看板の設置等。小諸市と協力

別紙2-3 施設の具体的な防災対応（火口周辺警報、レベル3）

施設	前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合	噴火空振りの情報発表時	噴火後若しくは前兆なしの噴火発生時
火山館	休館	休館	休館
浅間山荘	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認
高峰高原ホテル	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認
高峰高原ビジターセンター	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認
高峰マウンテンパーク	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認
高峰マウンテンホテル	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認
高峰温泉	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供） 登山禁止の案内	通常営業（宿泊者等への情報提供・注意喚起） 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認

第3節 情報の収集・連絡及び通信の確保

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。このため、市は情報の収集・連絡を迅速に行うこととし、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。

なお、広報内容については以下による。

- (1) 噴火前兆現象（異常現象）の状況
- (2) 噴火前兆現象（異常現象）に対する気象台の見解及び火山情報の内容
- (3) 避難に関する事項
 - ア 避難の必要性
 - イ 避難実施に当たっての準備、特に避難時の携帯品
 - ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所
 - エ 交通状況（交通途絶場所等）
- (4) 火山活動の状況
 - ア 噴火地点
 - イ 噴火の状況
 - ウ 噴火の影響
- (5) 被害の状況
 - ア 被害区域
 - イ 人の被害状況（安否情報）
 - ウ 交通施設の被害（特に道路の被害状況）
- (6) 災害対策の状況
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 移動無線局の配置状況
 - ウ 医療救護班の配置状況
 - エ 避難車両の配置状況
- (7) その他必要事項

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行う。

1 救助・救急及び医療活動

災害発生後の被災者に対する救助・救急活動及び負傷者に対し必要な医療活動等の具体的な対策については、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に準ずる。

2 消火活動

火災が発生したときは、消防本部及び消防団はただちに出動し、被害の軽減に努める。ただし、噴石の落下等災害状況により、避難を最優先に行う。具体的な消火活動体制については、第2編第2章第8節「消防活動」に準ずる。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急・医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために必要な交通の確保と緊急輸送活動を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「緊急輸送活動」に準ずる。

第6節 避難受入れ及び情報提供活動

火山災害発生時には、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に受け入れることにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

具体的な対策については、おおむね第2編第2章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に準ずるほか、次のとおりとする。

1 避難活動体制

市長は、噴火警報、火山防災マップ等を活用し、火山噴火により住民、登山者等の生命、身体等に危険があると判断された場合、又は浅間山火山防災協議会の検討結果等を踏まえ、必要に応じて避難指示等を行うとともに、安全に避難者の誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策を行うものとする（後掲「浅間山防災対策マニュアル（P1249）」参照）。

(1) 事前避難

市長は、火山現象に異常が確認され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、事前に住民、登山者等に対して避難指示をし、避難者を誘導する。

避難指示をするときは、避難場所（避難壕及び資料14-6参照）を明示し、所定の伝達体制により住民、登山者等に伝達する。

(2) 緊急避難

市長は、火山現象により、住民、登山者等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認めるとき、又は噴火警報を受けたときは、住民、登山者等に避難指示をする。

避難指示の伝達に当たっては、緊急である旨及び避難場所を付言し、諸対策に優先して行

う。

(3) 登山者等の安全確保

火山災害発生時に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知するとともに、速やかな避難及び下山を支援する。

(4) 最終避難

市長は、緊急避難ののち危険性が一時的に消滅したと認めるときで、更に遠方に避難する必要があると認めるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難指示をし、避難者を誘導又は搬送する。

この場合、市長は浅間山火山防災連絡事務所、小諸警察署その他の関係機関と十分に協議するものとする。

(5) 受入れ

市長は、災害が長期間にわたる場合は、必要に応じて受入施設を開設し、避難者を受け入れる。

2 避難者の誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努め、噴火の規模及び噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する（後掲「浅間山防災対策マニュアル（P1249）」参照）。

(1) 登山者等の誘導方法

ア 登山者等に対しては、監視カメラ及び提出されている登山届に記入されている携帯電話から、登山者の所在確認をするとともに、黒斑山頂等に設置されている放送設備及び小諸市防災情報メール配信サービス等により、規制区域外まで下山するよう呼びかける。

イ 必要に応じて、ヘリコプターの出動を求め、上空から登山者等の所在を確認するとともに、直ちに下山するよう呼びかける。

ウ 誘導に当たっては、浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会小諸支部と連携し、救助隊長を誘導責任者、救助隊員及び火山館常駐者、市職員等を誘導員として避難誘導を実施する。

エ 登山道内への看板の設置や市ホームページ等により、登山規制及び警戒区域内への立入禁止の周知徹底を図る。

(2) 避難住民の誘導方法

ア 避難場所への避難経路については事前に標識等により住民及び観光客への周知徹底を図る。

イ 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（崖崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけ避けるようにする。

ウ 避難場所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（区長）を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

エ 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図るようにする。

オ 避難者には携帯品や幼児等をできるだけ背負わせ、行動の自由を確保できるようにして誘導する。

カ 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

キ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

ク 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ケ 被災地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、佐久地域振興局を経由して県へ応援を要請する。状況によっては、直接他市町村、警察署等と連絡して実施する。

(3) 避難指示等の解除

市長は、避難指示の解除に当たっては、浅間山の火山活動に関する検討会の検討結果を踏まえ行われる県の助言等を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。

ア 火山活動の沈静化の確認

イ 生活物資の確保

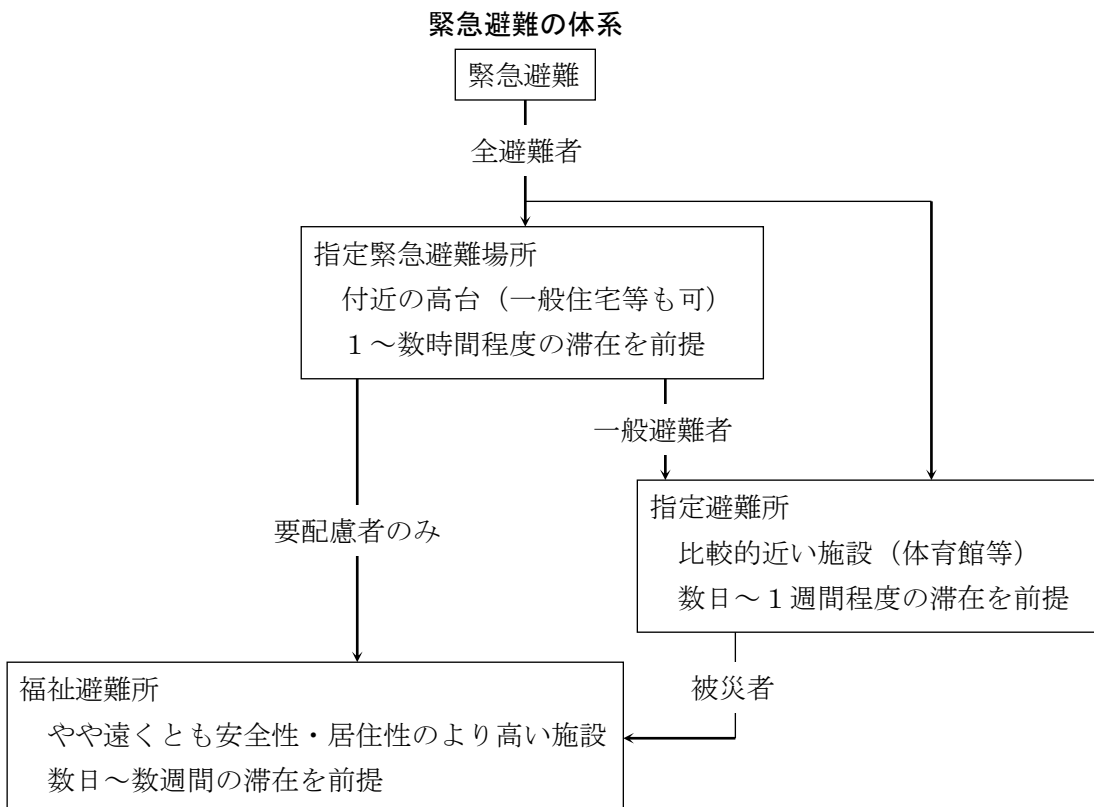
ウ 情報伝達手段の確認

エ 緊急脱出手段の確保

3 避難所の開設

(1) 避難所の種類、避難体系

市は、現在の避難所を踏まえ、次図の避難体系をもとに、指定緊急避難場所、福祉避難所について定める（後掲「浅間山防災対策マニュアル（P1249）」参照）。



ア 指定緊急避難場所

できるだけ近い付近の高台等の建物とする。公共施設等がない場合においては、一般住宅等への受入依頼も検討する。原則として、噴火災害の危険が差し迫っている場合にのみ利用することを前提に設定する。

イ 福祉避難所

距離的にはやや遠くとも、より安全性・居住性の高い、公民館等の施設とする。車両による移動を前提としてもよい。滞在する可能性があることを前提に、昼、季節により暖房施設の配備など居住性に配慮する。

(2) 避難者の把握・安否確認

各避難所ごとに避難者名簿を作成し、受け入れた避難者や住民の安否情報についての確認を行う。

安否確認の際、情報の疎漏や事実誤認を避けるため、親類縁者の居住地に避難するなど、市指定の避難所に避難しない住民は、区長や近隣の住民等にその旨連絡するよう、避難指示発令の際に広報し、周知徹底を図る。

(3) 学校等における避難の実施

ア 在校中の児童生徒に対する避難措置は、安全性を考慮して早期に実施する。

イ 災害発生 の 時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難措置を行う。

ウ 災害の程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

エ 校長は、市の指示の下に、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

オ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、障がい者等を優先して行う。

カ 学校が避難所になり、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

キ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、市は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の 調達、供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。市は、各避難所ごとに飲料水、食料、生活関連物資の供給に当たって、避難者のニーズを把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町村からの搬送物資との照合を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第14節「食料品等の調達供給活動」、第15節「飲料水の調達供給活動」及び第16節「生活必需品の調達供給活動」に準ずる。

第8節 保健衛生、感染症予防、 遺体の対策等に関する活動

市は避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の埋葬を遅滞なく進める。

具体的な対策については、第2編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」及び第18節「遺体の捜索及び対策等の活動」に準ずる。

第9節 社会秩序の維持等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

具体的な対策については、第2編第2章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。

第10節 施設、設備の応急復旧活動

市は迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための郷土保全施設及び火山活動状況の監視、観測施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1 公共施設等の緊急点検、応急復旧活動

公共施設が被災した際、特に重要な施設で比較的处理の実施が可能な公共施設に対しては迅速に応急工事を行う。具体的な対策については、第2編第2章第25節「建築物災害応急活動」に準ずる。

2 ライフライン施設等の応急対策

生活の再建に不可欠なライフライン施設の応急対策については、市は関係機関と協力し、迅速な復旧を図る。具体的な対策については、第2編第2章第22節「ライフライン施設応急活動」に準ずる。

第11節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

市は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による火山泥流及び土石流等による二次災害の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

- (1) 繰り返し火山泥流及び土石流等の危険が生ずるとみられる場合には、安全な場所において避難所の整備の推進に努める。
- (2) 降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者等を活用して、土砂災害等が発生するおそれのある箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

土砂災害に関する具体的な対策については、第2編第2章第24節「土砂災害等応急活動」に準ずる。

第12節 自発的支援の受入れ

社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、市及び県の支援の下に、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、活動、相談指導等を行う。市は、ボランティアの受入れに際して、高齢者介護や外国籍住民との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第33節「ボランティアの受入れ体制」に準ずる。

浅間山防災対策マニュアル

平 常 の と き	噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表されたとき	噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4）以上が発表されたとき、又は噴火・爆発が確認されたとき
<p>(1) 警戒区域 火口から半径4km以内 ただし、</p> <p>① 一の鳥居から火山館・湯の平口・草すべりを経て黒斑コースへ合流する登山道（火山館コース）</p> <p>② 車坂峠から槍ヶ鞘・トーマの頭・黒斑山・蛇骨岳・仙人岳・Jバンドを経て火山コースへ合流する登山道（黒斑コース）を除く。</p> <p>(2) 登山案内所の設置 次の登山口に登山案内所を設置し、登山者カードの提出及び案内指導を行う。</p> <p>① 火山館コース 浅間山荘・火山館</p> <p>② 黒斑コース 浅間連峰観察センター・車坂峠登山案内所</p> <p>(3) 火山ガス対策 登山道では、硫化水素・二酸化炭素・二酸化硫黄とも、人体に影響を与えるほどの濃度は検出されていないが、通称「地獄谷」では、許容範囲を上回る硫化水素が噴出しており、危険なため、登山者の注意を喚起する立入看板と合わせ、ロープで囲み登山者の安全を確保する。 なお、必要に応じて火山ガス調査を行うこととする。</p> <p>(4) 防災設備等の点検 登山者の身体、生命を火山災害から守るため、シェルター・緊急用放送設備・監視カメラ等の保守点検を定期的を実施し、緊急時に支障のないよう管理する。</p> <p>(5) 救出活動に必要な器具等の整備 緊急時に対応するため、防護服及びガスマスク等を整備し、定期的に点検する。</p> <p>① 器具等 防護服、ガスマスク</p> <p>② 保管場所 佐久広域連合小諸消防署</p> <p>(6) 自然保護及びパトロールの実施 市職員、浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会及び浅間山友会等により、自然保護の啓発、登山者の指導をするとともに、火山地域での火映、鳴動の発生等火山の異常現象の早期発見を目的として、登山道を中心にパトロールを実施する。特に、前掛山では、小諸口への下山及び立入注意区域を超えての立入禁止を重点に実施する。</p> <p>(7) 関係市町（軽井沢町・御代田町）との連携 平常時から連携の強化を図り、火山防災対策に万全を期すこととする。</p> <p>(8) 防災訓練の実施 噴火時の火山災害に備え、浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会が中心となり、防災関係者による防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>(9) 防災知識の普及及び啓発</p> <p>① 火山防災関係者及び住民に対する火山災害知識の普及</p> <p>② 登山者への指導及び啓発</p>	<p>(1) 警戒区域 火口から半径4km以内</p> <p>(2) 警戒対策本部会議 市役所市長公室において、警戒対策本部会議を開催する。 市地域防災計画第4編第2章第1節に準じ、災害対策本部を設置し、応急対策活動を実施する。 必要に応じ現地対策本部を設置することとする。</p> <p>第1位 浅間山荘 第2位 浅間連峰自然観察センター又は高峰高原ホテル</p> <p>(3) 伝達方法 市地域防災計画第4編第2章第1節によるものとする。</p> <p>(4) 告示・避難指示</p> <p>① 告示行為 市長は、危険を防止するため登山を禁止したときは、速やかに市内6ヶ所の掲示板に告示するとともに、しなの鉄道小諸駅・火山館登山口の浅間山荘・黒斑コース登山口の車坂峠登山案内所に登山禁止の標識案内板等をそれぞれ設置する。 また、広報こもろ、回覧等により登山者及び地域住民への周知を図る。</p> <p>② 避難指示 市地域防災計画第4編第2章第6節によるものとする。</p> <p>(5) 関係市町（軽井沢町・御代田町）との連携 連絡協調し、迅速かつ円滑な対応を実施するものとする。</p> <p>(6) 関係機関との連携 市長が必要と認めたときは、警察署・消防署・消防団・森林管理署等の協力を求める。</p> <p>(7) 警戒区域内の登山者への対応</p> <p>① 避難の誘導（天候等の状況により、監視カメラによる登山者の所在確認が困難な場合） 地区遭対協小諸支部と連携し、次のとおり実施する。</p> <p>ア 誘導責任者及び誘導員 誘導責任者は、地区遭対協小諸支部救助隊長とし、誘導員は、救助隊員・火山館常駐者・市職員等とする。市長が必要と認めたときは(6)の関係機関の協力を求めて避難の誘導を実施する。</p> <p>イ 誘導の順序及び経路 直ちに下山するよう指示し、次の経路によりそれぞれの避難所に誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「前掛山付近の登山者」「湯の平付近の登山者」「火山館下の登山者」⇒「火山館」⇒「浅間山荘」 ・「黒斑山頂付近の登山者」「槍ヶ鞘下付近の登山者」「Jバンド付近の登山者」⇒「浅間連峰自然観察センター及び高峰高原ホテル」 <p>② これから登山しようとする者への対応 立入禁止看板を設置するとともに、それぞれの登山案内所に市職員を配置し、警戒区域への立入禁止の周知徹底を図る。</p> <p>(8) 避難所の指定及び医療救護活動</p> <p>① 避難所の指定</p> <p>ア 火山館コース「浅間山荘」 イ 黒斑コース 第1位「浅間連峰自然観察センター」 第2位「高峰高原ホテル」</p> <p>② 医療救護活動 市地域防災計画第2編第2章第7節に準じて実施するものとする。</p> <p>(9) 緊急交通規制・交通輸送計画 同右</p> <p>(10) ヘリコプター応援要請 同右</p>	<p>(1) 警戒区域 火口から半径4km以内</p> <p>(2) 災害対策本部の設置 同左</p> <p>(3) 伝達方法 同左</p> <p>(4) 告示・避難指示 同左</p> <p>(5) 関係市町（軽井沢町・御代田町）との連携 同左</p> <p>(6) 関係機関との連携 同左</p> <p>(7) 警戒区域内の登山者への対応</p> <p>① 避難の誘導</p> <p>ア 誘導責任者及び誘導員 同左</p> <p>イ 誘導の順序及び経路 噴石及び降灰などにより、下山が困難な場合は、直ちに直近のシェルターに緊急避難させることとし、黒斑山頂のスピーカー、監視カメラ及び発煙筒を用いてシェルター内の登山者の安否を確認するとともに避難誘導する。 なお、前掛山、槍ヶ鞘シェルターに一時避難した登山者の避難誘導方法等は、シェルター内に掲示してある「シェルターの利用について」によることとし、浅間山荘避難所、浅間連峰自然観察センター及び高峰高原ホテル避難所までの誘導の順路は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「前掛山付近の登山者」⇒「前掛山シェルター」⇒「火山館」⇒「浅間山荘」 ・「湯の平付近の登山者」⇒「火山館」⇒「浅間山荘」 ・「火山館下の登山者」⇒「浅間山荘」 ・「黒斑山頂付近の登山者」「槍ヶ鞘下付近の登山者」⇒「槍ヶ鞘シェルター」⇒「浅間連峰自然観察センター及び高峰高原ホテル」 ・「Jバンド付近の登山者」⇒「蛇骨岳（裏コース）」⇒「浅間連峰自然観察センター及び高峰高原ホテル」 <p>(8) 避難所及び医療救護活動 噴火及び爆発が大規模の場合で、火山弾、降灰等によりこの避難所に危険が及ぶ場合は、指定避難所によることとし、医療活動を実施する。</p> <p>(9) 緊急交通規制・交通輸送計画 噴火等における危険地帯への車両の流入は、救護・救援活動等に大きな支障をきたすため、必要に応じ救急車及び緊急車両等を除き、交通規制を実施するとともに、関係機関へ連絡する。 市地域防災計画第2編第2章第11節に準じて実施するものとする。</p> <p>(10) ヘリコプター応援要請 登山者の調査確認や情報収集活動及び噴火・爆発が確認された場合の救助活動、負傷者の救急輸送、緊急輸送物資の輸送等の実施にあたり、必要に応じ、ヘリコプターの出動を要請することとする。 市地域防災計画第2編第2章第5節に準じて実施するものとする。</p>

・第4編

火山災害対策編

◆第3章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本的方針の決定

市は、被災の状況、火山周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中・長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定め、早期に住民に周知する。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合で、かつ被害が短期で終息することが予測される場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な噴火により多量の噴出物が広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。復旧・復興は、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。ただし、その応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県等関係機関に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

ライフライン施設等公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

具体的な復旧事業の推進計画及び事業計画の種別については、第2編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」に準ずる。ただし、火山災害の特殊性により以下の対策についても計画的に推進する。

1 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、市、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

(1) 実施責任者

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理する者が行うものとする。

この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力するものとする。

(2) 道路の降灰除去

ア 主要道路の降灰除去については、国道指定区間は国が、その他の国道及び県道は県が、市道は市が行う。

イ 主要道路以外の道路に関わる降灰除去については、住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努めるものとする。

ウ 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要なる人員、資機材等の確保に努める。

(3) 宅地内の降灰除去

ア 宅地内の降灰については住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、市が指定する場所に集積し、市はこれらを収集する。

イ 市は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため、自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

(4) 農地・山地・農作物対策

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

2 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、市は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。具体的な処理計画は、第2編第2章第19節「廃棄物の処理活動」に準ずる。

第3節 計画的復興の進め方

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成する。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。

市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、県との連携、広域調整）を行う。

1 計画策定に当たっての理念の策定

計画策定に当たっての理念をまとめると次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止とより快適な空間・環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見据えた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

2 防災まちづくりの基本目標の設定

- (1) 火山災害（噴出岩塊による災害、泥流、土石流による災害等）に対する安全性の確保
- (2) 火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保
- (3) 市内の基盤施設（避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、延焼遮断帯、防災活動の拠点ともなる幹線道路、公園、河川など）の整備
- (4) 防災安全街区の整備
- (5) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備
- (6) ライフライン、建築物や公共施設の耐震、不燃化の促進

(7) 耐震性貯水槽の設置等

第4節 被災者等の生活再建等の支援

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、市は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

具体的な対策については、第2編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」に準ずる。

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

市は、災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

具体的な対策については、第2編第3章第6節「被災中小企業等の復興」に準ずる。

第6節 継続災害への対応方針

市は、火山の噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

1 避難対策

市は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

2 安全確保対策

市は、県等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流、土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

特に、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅・仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路のう回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

3 被災者の生活支援対策

市は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても県等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。